

# 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和5年度宮田川水門外操作管理委託
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 松村知樹 宮崎市大工2丁目39番地
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方の 氏名及び住所	高鍋町長
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,596,061-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

## 随 意 契 約 理 由 書

1. 業務名 : 令和5年度宮田川水門外操作管理委託
2. 履行場所 : 宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦外9箇所
3. 随意契約の相手方 : 名 称 高鍋町長  
住 所 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8 4 3  
7  
電 話 0983-26-2001
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - 1) 当該業務の目的  
本業務は、小丸川及び宮田川の洪水（又は高潮・津波）の堤内地への逆流を防止するため、水閘門の操作を行うものである。
  - 2) 当該業務の内容  
本業務は、当該施設の操作を円滑に行い、もって災害の発生を防止するため、操作及び点検、整備を行い、それらを行った際の記録、報告等を行うものである。
  - 3) 随意契約に付する理由  
上記契約の相手方は、災害の未然防止と被害の軽減に努める等地域防災を責務とする地方自治体であり、地域特性を熟知し、施設の操作や災害時の対応が可能な体制が確率されている。  
また、本業務は、河川法第99条の「河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。」との規定及び河川法施工令第54条の「政令で定める河川管理施設は、水門、操作機等でその維持又は操作の及ぼす影響が委託しようとする地方公共団体の区域に限られるものとする。」に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められている。  
よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

宮崎河川国道事務所 河川管理課長